

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2023年10月18日現在

～2023年11月14日

[\(令和5年10月11日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

目次 (略)

第1条～第23条 (略)

第24条 (略)

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関及び総務省に対し当該 I P 通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる I P セントレックス番号 又は I P 電話番号を I P 通信網契約者に付与することがあります。

3～6 (略)

第25条～第52条 (略)

別記 (略)

2023年11月15日～

[\(令和5年11月15日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

目次 (略)

第1条～第23条 (略)

第24条 (略)

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関及び総務省に対し当該 I P 通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる I P セントレックス番号、I P 電話番号、契約者回線番号又は追加番号を I P 通信網契約者に付与することがあります。

3～6 (略)

第25条～第52条 (略)

別記 (略)

[附則 \(令和5年10月13日 C A S 1 第000400002146-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)